

地方税法、市税条例根拠条文

「水質汚濁防止法による汚水または廃液処理施設」

地方税法附則第15条第2項第1号、市税条例附則第10条の2第1項

「下水道法に規定する公共下水道の利用者が設置した除害施設」

地方税法附則第15条第2項第5号、市税条例附則第10条の2第2項

「太陽光発電設備（1,000Kw未満）」

地方税法附則第15条第25項第1号イ、市税条例附則第10条の2第10項

「太陽光発電設備（1,000Kw以上）」

地方税法附則第15条第25項第3号イ、市税条例附則第10条の2第15項

「風力発電設備（20Kw以上）」

地方税法附則第15条第25項第1号ロ、市税条例附則第10条の2第11項

「風力発電設備（20Kw未満）」

地方税法附則第15条第25項第3号ロ、市税条例附則第10条の2第16項

「水力（5,000kw以上）」

地方税法附則第15条第25項第3号ハ、市税条例附則第10条の2第17項

「水力（5,000kw未満）」

地方税法附則第15条第25項第4号イ、市税条例附則第10条の2第18項

「地熱（1,000Kw未満）」

地方税法附則第15条第25項第1号ハ、市税条例附則第10条の2第12項

「地熱（1,000Kw以上）」

地方税法附則第15条第25項第4号ロ、市税条例附則第10条の2第19項

「バイオマス（10,000Kw以上から20,000Kw未満）木竹由来又は農産物の収穫に伴い生ずるもの」

地方税法附則第15条第25項第2号、市税条例附則第10条の2第14項

「バイオマス（10,000Kw 以上から 20,000Kw 未満）」

地方税法附則第 15 条第 25 項第 1 号二、市税条例附則第 10 条の 2 第 13 項

「バイオマス（10,000kw 未満）」

地方税法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ、市税条例附則第 10 条の 2 第 20 項

「浸水防止用設備」

地方税法附則第 15 条第 28 項、市税条例附則第 10 条の 2 第 21 項

「一体型滞在快適性向上事業」

地方税法附則第 15 条第 38 項、市税条例附則第 10 条の 2 第 24 項

「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」

地方税法附則第 15 条の 8 第 2 項、市税条例附則第 10 条の 2 第 27 項

「家庭的保育事業」

地方税法第 349 条の 3 第 27 項、市税条例第 61 条の 2 第 1 項

「居宅訪問型保育事業」

地方税法第 349 条の 3 第 28 項、市税条例第 61 条の 2 第 2 項

「事業所内保育事業」

地方税法第 349 条の 3 第 29 項、市税条例第 61 条の 2 第 3 項

「大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額」

地方税法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項、市税条例附則第 10 条の 2 第 28 項